

～男女がともに活躍する社会の実現を目指して～
男女共同参画の基本編

Q. “男女共同参画社会” ってなんだろう？

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、男女がその個性と能力を十分に発揮する
ことができる社会 （男女共同参画社会基本法、1999年6月公布・施行、前文）

男女が互いの人権を 尊重する

男女が性別による差別的取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されます。



男女がともに責任を 分かち合う

○家庭：家事や子育てを分担することで、信頼関係を築けます。
○職場：仕事の成果や能力が適正に評価され、仕事と生活を両立できる環境が整えられます。

男女が個性と能力を十分に 発揮できる

○学校：自由な考えを持ち、進路の選択ができるようになります。
○地域：一人ひとりが地域のことを大切に思い、助け合いの精神が根付きます。

A. 一人ひとりがイキイキと活躍できる社会！

千葉県では、男女がともに認め合い、
支え合い、元気な千葉の実現を目指
しています！

